

会期 12月11日から
12月18日まで

第4回下條村議会定例会 条例改正、補正予算等審議

平成24第4回下條村議会定例会は、12月11日に召集され、18日までの8日間の会期で行われました。一般質問と専決処分1件、人事1件、条例改正5件、規則改正1件、補正予算1件、陳情1件、意見書1件、が提出され、審議の結果11件が可決されました。

- ▼一般質問は五氏より
 - ・初日に行われた一般質問は、次のとおりです。
 - ・再生可能な自然エネルギー太陽光、小水力発電等に向けた取り組みについて 宮嶋怡正
 - ・消費税増税について 産業支援策について 申原寛治
 - ・農地保全と農作業の安全確保のための農地整備について 小池昌人
 - ・リニア中央新幹線工事に伴う残土利用について 金田憲治
 - ・メゾン・一戸建て住宅について 熊谷政孝

- ▼条例改正
 - ・下條村職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について
 - ・特殊勤務手当の自動車運転手当があり、この手当が国が人事院規則で措置している手当と相違しているため見直しをする改正案が可決されました。
 - ・下條村暴力団排除条例の一部を改正する条例について
 - ・下條村暴力団排除条例は平成二十四年一月一日より施行されており、根拠となる法令に「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」があり、その法律が、二十四年八月一日公布により一部改正となった。その内容は同法第三十二条に「国及び地方公共団体の責務」が記載されており、その後に「事業者の責務」という追加条文が記載されそれに伴い「都道府県暴力追放センター」についての条文は従来第三十二条の二であったが条文が追加されたことにより、第三十二条の三に改正され、同条例につきまして一部改正する案が可決されました。

- ・下條村税条例の一部を改正する条例について
 - ・平成二十三年度税制改正において、市民公益税制の中でNPO法人に対する寄付金を税額控除の対象に追加することになり、平成二十三年九月定例議会において税条例の一部改正をいたしました。今般平成二十四年九月の県議会において、この控除対象となる法人を指定するための県税条例一部改正がされたことに伴い、同じく対象となる法人指定が必要となるための、税条例の一部改正案が可決されました。
- ・下條村議会条例の一部を改正する条例について
 - ・地方自治法の一部を改正する法律が平成二十四年九月五日公布され、委員会に關しては、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会が条建てされていたが、改正法により一つの条文に統合され、委員の選任等に関する事項が条例に委任されたことに伴い、議会委員会条例の一部を改正する案が議員発議により提出され可決されました。

- ▼補正予算
 - ・一般会計(第四号)
 - ・三千八百九十七万円増額
 - ・歳入の増額は主なものでは地方交付税、児童手当国庫負担金、児童手当県負担金、小規模多機能型居宅介護事業所整備補助金、要援護者台帳システム構築業務委託料などで減額の主なものは子ども手当国庫負担金、子ども手当県負担金などで、歳出の主なもの増額はケーブルテレビのインターネット端末機購入、民生費の要援護者台帳システム構築業務委託料、小規模多機能型居宅介護事業所整備補助金、児童手当、中学校校舎修繕費などで総額二十億三千五百万円となりました。
- ▼陳情
 - ・安心できる介護保険制度の実現を求める陳情書について 採択
- ▼意見書
 - ・一件の意見書が提出され、採択され関係機関へ送付しました。
 - ・安心できる介護保険制度の実現を求める意見書

所得税・住民税 確定申告についてのお知らせ

確定申告は期限内に行うことが大切です

平成二十四年分の確定申告は土日祝日を除き、二月十八日(月)から三月十五日(金)まで行われます。次の事項をお読みいただき、期間中に必ず申告していただきますようお願いいたします。

期限内に申告されない場合や誤った申告の場合、不申告の場合などは加算税や延滞税も納めなければならないことがあります。

確定申告をしなければならぬ方

- ◇事業所得、不動産所得などの合計金額が、所得控除の合計金額を超える方
- ◇給与所得者で給与収入金額が二千万円を超える方
- ◇給与所得以外の所得が二十万円を超える方は所得税の確定申告が必要です。なお、二十万円以下の方は住民税の申告が必要となります。
- ◇二方以上から給与を受けられ、年末調整をされていない給与収入がある方や、平成二十四年中に退職し、その後就職していない場合などで年末調整されていない給与がある方。
- ◇土地等の譲渡所得のある方。

年末調整で扶養の二重控除をされた方(夫婦や親子で一人の高齢者等をお互いに扶養控除した場合など)や、三十八万円以上の所得者を扶養控除の対象とされた方(給与所得者の場合は源泉徴収票等でご確認ください)。

- ◇事業所や個人へ土地等の借地収入がある方、また田や畑の小作料収入がある方は不動産所得として申告する必要があります。
- ◇年末調整で受けなかつた控除、医療費控除や住宅借入金等特別控除などの適用を受けられる方は申告が必要です。
- ◇年金等の所得のみの方でも確定申告が必要な場合がありますので、ご不明な方はお問い合わせください。

青色申告の方は収支決算書を、白色申告(収支計算)の方は収支内訳書を添付

- ◇事業所得や不動産所得、農業所得、山林所得のある方で確定申告書を提出する方は、
- ◇青色申告の方は青色申告決算書を添付してください。
- ◇白色申告(収支計算)の方は収支

内訳書を添付してください。

農業所得の申告

- ◇収支計算申告の方
 - ・農業用収支内訳書を使って収入金額・必要経費、減価償却費等の計算を行い申告していただきます。
- ◇全量家事消費されている方
 - ・平成二十四年分農業所得の家事消費に係る届け出を提出された場合、所得金額を0円として取り扱いますので、該当の方は届出書の提出をお願いします。

確定申告時の注意事項について

- ◇扶養控除が変わっています。
 - ・平成二十三年分より、「子ども手当」の支給に伴い、十六歳未満の扶養控除が廃止されています。十六歳未満のお子さんは扶養控除の対象とはなりません。
- ◇公的年金等を受給されている皆様へ
 - ・平成二十三年分以降の各年分において、公的年金等の収入金額が四百万円以下で、かつ、その年分の公的年金等に係る雑所得以外の所得が二十万円以下である場合には、所得税の確定申告書の提出は不要となりました。ただし、住民税

確定申告についての お問い合わせは

- 飯田税務署
 - (電話)〇二六五-二二一-一六五
 - 役場税務係
 - (電話)二七-二二二-二二二
- までお願いします。

の申告は必要です。なお、農業所得等ある場合には申告は必要ですので、ご承知ください。

◇必要書類の持参をお願いします。

- ・確定申告にお越しいただく際に、必要書類をお忘れになる方がいらつしやいます。源泉徴収票や各種証明書など申告に必要な書類を今一度ご確認ください。確定申告にお越し下さい。
- ・又、税務署から送られた申告書も持参して下さい。

◇収支の計算をしてください。

- ・青色申告者と白色申告者の皆様へは事前に収支の計算書等をお送りしています。収支の計算がされがかるだけでなく、確定申告でお待ちの方々にも大変迷惑を掛けることとなりますので、必ず計算を済ませてお越し下さい。
- ・下條村での申告日程等は二月一日の全戸配布文書でお知らせいたしますので、ご確認ください。